気象警報発表時の対応について

岐阜県立加茂高等学校

岐阜地方気象台から①美濃加茂市（学校が所在する地域）、②生徒の居住する地域、③通学する経路の地域に警報が発表された場合の対応は、以下のとおりとする。

気象警報とは、特別警報、大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪警報のことをいう。

1. 登校前に警報が発表されている場合、次のように対応する。

（1）①美濃加茂市（学校が所在する地域）に警報が発表されている場合、下記(a)、(b)、(c)に従う。

(a) 6:25（始業時刻の 2 時間前）までに解除された場合
⇒ 通常通りの授業を行う

(b) 6:25 から 11:00 までに解除された場合
⇒ 解除後 2 時間を経てから授業を開始する

(c) 11:00 以降に解除された場合
⇒ 当日の授業を中止し、家庭学習とする

（2）②生徒が居住する地域及び③通学する経路の地域に警報が発表されているが、①美濃加茂市（学校が所在する地域）に警報が発表されていない場合、下記(d)、(e)、(f)に従う。

⇒ この場合、学校では授業が行われるが、当該生徒は出席停止扱いとする。

(d) 始業時刻（8:25）の 2 時間前（6:25）までに解除された場合
⇒ 通常通り登校し、授業を受ける

(e) 始業時刻の 2 時間前（6:25）より午前 11 時までに解除された場合
⇒ 解除後登校し、授業を受ける

(f) 当日11:00 以降に解除された場合
⇒ 当日は出席停止扱いとする

※ただし、(a)、(b)、(d)、(e)の場合、道路の冠水、河川の増水等により危険な場合や交通機関の停止、自宅の被害が著しい場合は、登校に及ばない。
また、警報発表が予想され、登校に危険があると判断される場合は、登校に及ばない。これらの場合、必ず学校に連絡すること。

2. 登下校中に警報が発表された場合、次のように対応する。

警報発表を知った時点で、直ちに安全な方法で帰宅する。しかし、学校の方が時間的・地理的に近く、より安全が確保される場合は登校し、学校に待機してもよい。

3. 登校後に警報が発表された場合、以下に基づき学校の指示に従う。

（1）警報発表中、及び警報発表が予想される場合は、学校待機を原則とする。
ただし、特別警報発表時には「原則」ではなく、「必ず」学校待機とする。

（2）警報発表後に帰宅する場合は、警報解除後を原則とする。
※ただし次の場合は学校長の判断により、帰宅を認める場合もある。
①保護者の迎えがある場合
②安全に帰宅できると判断される場合

（3）下校時刻が通常と変更になる場合、学校から家庭へ連絡する。

（4）帰宅する場合、自宅へ到着したことを以下の方法で学校へ連絡する。

ア. 帰宅確認メールによる報告
学校から配信される帰宅確認メールのリンクにアクセスする。
イ. 電話による報告（帰宅確認メールによる報告ができない場合）
学校に電話で学年、クラス、氏名とともに帰宅したことを伝える。
☎ 0574-25-2133

4. その他

（1）現在、気象警報は市町村ごとに発表されているので、テレビ・ラジオ・インターネット等からの情報に注意する。

（2）警報発表時や発表が予想される場合は、学校からの情報（帰宅確認メール等）に注意する。